

お金に困っているとき 生活福祉資金貸付制度

松戸市社会福祉協議会生活相談課

電話番号：047-368-0912

- ① 【緊急小口資金】休業などにより緊急かつ一時的に生計の維持のために必要な費用。

貸付額は10万円以内。※臨時休業した小学校などに通う子の世話をを行うことが必要になった労働者がいるときなどは20万円以内。 詳細は上記にお問合わせ下さい。

- ② 【総合支援資金（特例貸付）】失業などから生活再建までの間に必要となる生活費。

貸付額は2人以上世帯：20万円以内

単身世帯：15万円以内

住まいの支援 住居確保給付金

松戸市自立相談支援センター

電話番号：047-366-0077

【対象】離職等の理由で経済的に困窮し、住居を喪失した方。または、喪失するおそれのある方。

【支給額】自立相談支援センターによる住宅及び就労機会の確保に向けた相談支援等を受ける方に家賃相当分の給付金を支給。世帯人数に応じた上限額、収入・資産要件、その他条件あり。

※期間は3ヶ月間（一定の条件により最長9ヶ月間）